

記載要領等	特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】
-------	---

《使用目的等》

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 7 号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 6 号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 第 37 項又は同令第 40 条の 8 の 6 第 28 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B + C}{A + C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし

＜特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】 記載要領等＞

書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 9 号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。
- 7 この届出書における租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 及び第 40 条の 8 の 6 の規定には、同令第 40 条の 8 の 8 において準用される場合を含んでいます。